



Title	日本国における外国人の人権：主に参政権を中心として
Author(s)	徐, 輔健
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42239
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	徐 輔 健
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学 位 記 番 号	第 15925 号
学 位 授 与 年 月 日	平成13年3月23日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法系専攻
学 位 論 文 名	日本国における外国人の人権 -主に参政権を中心として-
論 文 審 査 委 員	(主査) 教授 中山 黙
	(副査) 教授 村上 武則 助教授 高橋 明男

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本国における外国人の人権論、特に外国人に参政権を認めるかどうかについての議論を検討して、外国人に参政権を認める根拠に関して考察する論文である。

人権の固有性・不可侵性と日本国憲法の国際協調主義や人権宣言の国際化による進展を背景として、外国人の参政権を議論することになった。

この際に重要な論点であるのが、国民主権・参政権の意義である。この意義を検討した上で、外国人の参政権の認定要否について考察する。そして、定住外国人の参政権を認めるべき理念と正当性を提示するのを目標としている。

本論文は4章に分けられる。

第1章は、国際化の進展、人権の普遍性に関する認識の高まりに伴う外国人の人権論を外国人の定義を見ながら、権利の性質だけではなく、外国人の類型化によって区別すべきではないかとの点を踏まえて、外国人の定義、外国人の人権享有主体性、人権の判定基準、人権の制約理論と具体的権利を検討する。

第2章は、外国人の参政権を含め基本的人権を論じる際に、重要な理論として議論されている国民主権原理と参政権の意義について検討する。

国民主権原理について把握した上で、国籍保持者である国民を前提にすることなのかを議論して、国民概念を再検討することにする。国民主権の現れである参政権については、権利としての性格を強調する意見から、外国人に認められる可能性を探ってみる。

第3章は、外国人の参政権に関する議論である、禁止説の理論と、要請説と許容説に関する議論をまとめて国民主権原理、国際法原則、国籍剥奪違憲論、選挙権の性質論、国籍法と公職選挙法の問題、納税者主権、地方自治の本旨等に分けて検討と共に、外国人の参政権に関する重要判例と諸外国の場合を分析する。

第4章は、結論として、日本における政治的決定に従わざるをえない生活実態の一定の外国人に参政権を認めるのは、妥当であるとの結論と共に、今後、すべての定住外国人に参政権を認める理論の整理化が課題であることを指摘する。

論文審査の結果の要旨

本論文は日本国憲法における外国人の人権享有主体性、就中参政権の問題を扱っている。韓国は来年から定住外国人の地方選挙での投票権を認める方針を明らかにしたが、それに備えて、国民主権、国籍要件や国会議員の選挙権等について韓国憲法と同様な規定を持つわが国憲法下での議論を参考にしたいということが論文のきっかけである。

論文の結論は、参政権の基礎となる国民主権にいう国民には定住外国人も含まれるから、国、地方とともに参政権（選挙権、被選挙権）を認めるべきであるとしている。しかしこれは少数説で、通説・判例は、主権者ないし人権の享有主体とされる国民は国籍保持者で、参政権は性質上国籍保持者たる国民に認められ、ただ地方選挙権の定住外国人への付与のみが立法裁量というものである。

本人を少数説に組みさせる背景には旧植民地出身者の歴史があることはいうまでもなく、それだけ主張は切実である。けれども論文は心情的な強弁に終始するものでは全くない。内容は、外国人の人権享有主体性の一般論から説き起こし、国民主権の掘り下げた検討を土台に、国際法原則、選挙権の性質、納税者主権および地方自治の本旨と目配りは怠りなく、各論点についても対立学説を丹念に拾い上げて冷静な理論的検討を加えており、質・量ともに学問的論文に値し、独立した研究者としての能力を十分に証明している。ただ、論者の学説もひとつの立場として認められるが、しかし通説・判例を論理的に論破するまでには至っていないように思われる。本人もこの点は自覚しており、通説・判例が全くの謝り、現行法制が直ちに違憲とも判定できないので、定住外国人への参政権付与は結局政治的決断としたうえ、個性を尊重しながら共生するという国際化の時代を迎えて、前むきな検討を要望している。この問題に対するわが国の遅れがちな対応を改めて考えさせられる説得力のある内容である。

なお、本論文は韓国に持ち帰られればわが国の学問的論議を詳細に紹介、検討したものとして、おおいに役立てられよう。

以上、課程博士の資格に十分な論文と評価する。